
愛媛資料ネット会報

第14号 2009年5月17日

編集・発行 芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛（愛媛資料ネット）
〒790-8577 松山市文京町3 愛媛大学法文学部寺内研究室気付
TEL 089-927-9317 Eメール terauchi@LL.ehime-u.ac.jp 郵便振替 01690-8-5497

「伊予商人」の月賦販売と『曾我部家資料』

満菌 勇(東京大学大学院)

1. 資料調査の経緯

ある日、何気なくインターネットの検索エンジンに「愛媛」「月賦」などと入力してみると、一つのPDFファイルにたどり着いた。そこには、2001年3月24日の芸予地震を受けて発足した愛媛資料ネットの活動が記録されており、今治市で曾我部家の所蔵資料を大量に救出した旨が記されていた。今治市は月賦販売（いまで言う「クレジット」販売）発祥の地と言われており、曾我部家は明治から昭和戦前期にかけて月賦販売商を営む「伊予商人」の家であった。大学院進学以来、近代日本の月賦販売を研究対象としていた私は、すぐさま愛媛資料ネット事務局長寺内浩教授（愛媛大学）に連絡をとり、所蔵者である曾我部佳佑ご夫妻を紹介していただき、2008年7月10日から18日にかけて資料調査を行った。

資料はすでに目録がとられていたため、それと照合しながら原本を1点ずつデジタル・カメラで撮影し、そのデータを東京へ持ち帰って分析することにした。最終的に撮影コマ数は2万5千コマにもものぼり、検討の結果、内容的にも一級の資料群であることが改めて明らかになった。本稿では、「伊予商人」の概要を述べた上で、『曾我部家資料』から得られた新たな知見を紹介したい。

なお、このような経緯で寺内教授および曾我部ご夫妻には、資料の全面的な利用をお許しいただくとともに、調査・閲覧にあたって多大な便宜を図っていただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。あわせて資料の救出・整理・目録化にあたられた愛媛資料ネット関係者の方々へも、心より敬意を表したい。

2. 伊予桜井における月賦販売の歴史

愛媛県今治市（旧越智郡桜井村周辺）は、日本における月賦販売発祥の地と言わ

れている。18世紀後半から漆器の行商販売を行うこの地の商人が、明治末期に月賦販売を創始したためである。現在のところ、その嚆矢は丸善田坂商店（書店の丸善とは無関係）であるとされており、海外など外部からノウハウを導入したわけではなく、独自に月賦販売を生み出した点に大きな特徴がある。

大正期に入ると、丸善田坂商店で月賦販売のノウハウを習得した商人のなかから、都市部へ進出して常設店舗を構えるとともに、家具や洋服などへ取扱品目を多角化するものが数多く現れた。戦後になると家電製品も取り扱って名実ともに「月賦百貨店」となり、最盛期の1960年代には全国に700店舗以上の月賦百貨店が存在した。特筆すべきことに、その経営者の9割以上が愛媛県出身者もしくはその店から独立した者であった。彼らは地縁意識が強く、研究史上、「伊予商人」と総称されている。

やがて銀行や信販会社による現代的な消費者信用制度が確立されると、ほとんどの月賦百貨店は廃業に追い込まれた。そのなかで、戦後の業界をリードした丸井のみが、経営革新を遂げながら現在までその名をとどめている。今ではデパートと同一視されることも多い丸井だが、その創業者青井忠治は富山県出身ながら、1922（大正11）年に東京の代表的な伊予商人が営む月賦店へ入店し、月賦販売のノウハウを習得したのである。なお、1960（昭和35）年に「クレジット」という語を前面に打ち出すキャンペーンを展開し、「ラムネ」や「胃病」と蔑称されていた「月賦（ゲップ）」のイメージを払拭したのも丸井である。

このように、伊予商人は月賦販売を武器として一時代を築き、漆器、家具、洋服、家電製品に至る高額商品の購買層を拡げることで、日本における大衆消費社会の形成に寄与したといえる。

3. 『曾我部家資料』の意義

以上に示した伊予商人の歴史的変遷に関しては、鳥羽欽一郎氏らによるまとまった先行研究が存在する（『日本月賦産業の歴史と展望』全3冊、東洋経済新報社、1981年）。これにより、近世から1970年代に至る伊予商人の全体像が示され、戦前期についても独特の経営組織や販売活動の実態が跡づけられた。まさに「伊予商人」と呼ぶにふさわしい特徴をもつことが明らかにされたのである。しかしながら同研究は、東京へ進出した数店の断片的な史料を組み合わせる形で構成されており、事例分析が不十分な点に課題を残している。

その点で、『曾我部家資料』の価値は高い。帳簿類を中心として、明治中期から昭和戦前期までの経営史料が残されているため、同一商人の経営展開を長期間にわたって追跡しうるからである。また、大阪へ進出した事例である点や、顧客および仕

入先の情報を詳細に得られる点でも、貴重な資料群といえよう。今回、実際に資料を分析した範囲でも、①月賦販売開始前後の状況、②商品多角化の論理 という2点について、先行研究の水準を超える新たな知見が得られた。以下にその概要を紹介したい。

4. 資料調査の結果

①月賦販売開始前後の状況

『曾我部家資料』は、曾我部千代吉（越智郡富田村出身、1880年1月～1949年6月）が残した資料群である。曾我部千代吉はおそらく個人での漆器行商を経て、丸善田坂商店へ売子として入店し、月賦販売のノウハウを身につけた。1910（明治43）年には海南漆器合資会社（1907年設立）へ参加し、同社解散後は丸井木原商店のもとで商才を磨いた。1917（大正6）年には曾我部千代吉商店として独立を果たし、以後、曾我部千代吉は大阪を本拠地として代表的な伊予商人へ成長していった。1963（昭和38）年に全国月賦百貨店連合会が建立した「月賦販売発祥記念の碑」（写真、網敷天満宮内）には、「初期貢献者」13名のうちの一人として彼の名が刻まれている。

『曾我部家資料』のうち最も古い史料は「漆器売帳」〔資料整理番号：箱1-1〕である。これは1898（明治31）年秋～1899年春秋における漆器行商の売上帳簿であり、「漆器商 曾我部千代吉」という署名がみられる。すべて現金販売もしくは掛売りでの1回払いであり、月賦販売はまだ行われていない。1899年には春秋あわせて客数89、売上高343.48円を記録し、客単価は3.86円、1人あたり平均購入点数は12.3となっている。



月賦販売開始後の史料としては、海南漆器合資会社での販売活動を示す帳簿がまとまって残されている。この時期にはまだ固定店舗はなく、移動陳列販売という方式がとられていた。これは、あらかじめ対象地域の有力者に働きかけて集客を依頼しておき、寺などを会場に数日～10日間ほど陳列販売を行って月賦販売契約をとった上で、商品は後から店員が配達し、以後毎月顧客の家を訪問して集金するというものである。1910（明治43）年にはこの方式により、愛媛県寒川、三島町、川之江、新居浜、垣生村、香川県高松市の各地で月賦販売が行われ、その総売上高は1万6千円余りにのぼる〔箱7所収〕。特筆すべきは客単価と1人あたり平均購入点数の伸びであり、例えば高松市のデータでは客単価43.92円、平均購入点数40.64となっている〔箱1-11・12〕。いずれも個人行商時代の記録を大きく上まわっている。

伊予商人が販売していた漆器は、和歌山県海南地方の黒江漆器や地元の桜井漆器であり、輪島塗ほどの高級品ではなかった。しかし、日用品ではなく、ハレの日に用いる数十人前の膳碗類を主力商品としていたため、一括払いで購入できる階層は限られていた。伊予商人はこうした限界を月賦販売の開始によって打ち破り、客単価を引き上げることで、高い売り上げと収益を手に入れたのである。

②商品多角化の論理

その後、残されている史料から判明する限り、曾我部千代吉は丸井木原商店のもとで、1911（明治44）年に香川県土之庄町、苗羽村、琴平町、1913（大正2）年に三重県津市、広島県忠海町、1914年に香川県林田村、加茂村、丸亀市で移動陳列販売を行い、1915年に大阪市への進出を果たした。これ以降、大阪を本拠地としながら、香川県に加えて京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県などでも販売活動を展開していった。

大阪への進出以後、取扱品目の中心は漆器類から家具類へ移行していった。売上高に占める漆器販売額の割合を算出すると、97.3%（1914年）、84.7%（15年）、85.2%（16年）、61.9%（17年）、55.8%（18年）、26.5%（19年）、24.6%（20年）、5.3%（21年）となっており（判明分のみ）、漆器類の販売は年々減っていった。それに伴い、1人あたり平均購入点数も年々減少して1921年には2.4となり、タンス+α（棚もしくは鏡台）という組み合わせが典型的な購買パターンとなった。

地域別に漆器販売額の割合を比較してみると、大阪での低下が他地域に先行していることから、取扱品目の変化は、都市部における家具需要の大きさや生活様式の変化に対応したものといえる。ただし、「都市だから漆器類が売れない」というわけではない。大阪でも進出当初は漆器販売額の割合が高かったからである。そこで注目すべきなのが、営業地域の固定化という問題との関係であろう。ハレの日の膳碗

類は、買い替え需要をそれほど見込める商材ではないため、同一地域で営業を続けていけば、その需要はいずれ頭打ちとならざるを得ず、他の商材への多角化が不可避になる。そのなかで家具類が選ばれたのは、同じ木材加工品であることから仕入れルートを確保しやすく、高額商品という点でも月賦販売に適した商材であったためであろう。いずれにせよ、営業地域の固定化と取扱商品の多角化は密接に関係していたと考えられる。

曾我部千代吉商店が常設の固定店舗を構えた時期は特定できていないが、残された帳簿類から判断すると、1921年には営業地域の固定化が顕著となる。家具類という新たな商材の販売が営業地域の固定化をもたらし、常設店舗の設置へとつながっていったといえよう。以後、常設店舗での営業はさらなる商品多角化を不可避なものとし、月賦「百貨」店という業態を生むことになる。

1933（昭和8）年における曾我部千代吉商店の取扱品目には、家具類に加えて、洋服、子供服、布団、蓄音器、乳母車、カバン、レコード、楽器などがみられ〔箱5-69〕、すでに月賦百貨店と呼びうる段階にあったことがわかる。全商品に占める家具類の割合は63.3%、タンスの割合は27.9%である。タンスが主力商品であることには変わりはないが、1920年におけるタンスの割合が46.6%だった（大阪のみ）ことを考えると、その地位は大きく低下したといえる。タンスも買い替え需要を多く見込める商材とはいえないので、商圈での販売が一巡すればその需要は頭打ちとなり、さらなる商品多角化に迫られることになる。月賦百貨店は、こうした状況において登場したのである。

③小括

先行研究によれば、伊予商人は地縁意識が強かったため、その販売活動においても他の伊予商人の営業地盤を侵さずに、営業地域の地盤割りを守る慣習が続いたとされる。その結果、次々と独立する伊予商人が移動陳列販売方式によって各地へ進出し、月賦販売が全国に広く展開されたのである。『曾我部家資料』からも、各地を転々としながら月賦販売によって高収益をあげる伊予商人の姿が明らかになった。

しかし大正中期以降、伊予商人の漆器行商が全盛を迎えることで（本宮健次郎「愛媛県桜井（今治市）の漆器行商」『新地理』8-3、1960年3月）、商圈の拡大は限界に達した。しかも、扱っている商品はハレの日の膳碗類という買い替え需要を多く見込めない商材であるため、商圈での販売が一巡すると、営業の存続自体が困難にならざるを得ない。ここに地域的拡大という論理に基づいた伊予商人の成長は限界を迎えたのである。

こうした状況のなかで、1910年代後半に大阪へ進出した曾我部千代吉は、タンス

を中心とする家具類への商品多角化を図ることで発展の契機を掴んだ。そして、新たな商材の販売により営業地域の固定化が可能となり、常設店舗の設置が実現した。しかし、タンスも買い替え需要を見込みにくいという難点を抱えていたため、常設店舗での営業を続けようとするれば、さらなる商品多角化に迫られる。そのなかで、曾我部千代吉商店は1930年代に衣類、寝具、蓄音器などへ取扱商品の多角化を果たし、月賦百貨店と呼ぶべき内容を備えるに至ったのである。

以上にみた常設店舗の設置から月賦百貨店の登場に至る論理は、先行研究で看過されてきた論点であり、『曾我部家資料』により同一商人の経営展開を追うことができたために、はじめて浮かび上がってきた論点である。今後は、仕入先や顧客に関する分析を進めてこの論点を深めるとともに、曾我部千代吉商店の全容を明らかにしていきたい。

公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告について

平成20年11月4日、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方 ～今、国家事業として取り組む～」が、麻生内閣総理大臣に提出されました。この報告では、まず最初に基本認識として公文書の意義について以下のように述べられています。

民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である。

こうした公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、過去・現在・未来をつなぐ国の重要な責務である。これにより、後世における歴史検証や学術研究等に役立てるとともに、国民のアイデンティティ意識を高め、独自の文化を育むことにもなる。この意味で、公文書は「知恵の宝庫」であり、国民の知的資源でもある。

一方、公文書の管理を適正かつ効率的に行うことは、国が意思決定を適正かつ円滑に行うためにも、また、証拠的記録に基づいた施策（Evidence Based Policy）が強く求められている今日、国の説明責任を適切に果たすためにも必要不可欠であ

り、公文書を、作成⇒保存⇒移管⇒利用の全段階を通じて統一的に管理していくことが大きな課題となっている。

この有識者会議では中央省庁の公文書管理を中心に議論がなされましたが、最終報告では、地方公共団体及び民間の文書についても以下のように言及されています。

○ 地方公共団体の文書については、それぞれの団体で管理が行われるとともに、このうち歴史的に重要なものなどについて地方公文書館での保存・利用が行われている。こうした地方公共団体の文書管理が自治事務として行われていることにも配慮しつつ、国の公文書管理の在り方の見直しを踏まえ、地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しの支援や国立公文書館と地方公文書館との連携強化の在り方などについて検討する。

○ 民間に保存されている歴史的な文書の中には、国の機関から民間法人に組織変更が行われ、当初、行政文書として作成されたものが当該法人で民間文書として引き続き保存されている場合があると考えられる。このような文書については、国立公文書館が積極的に受け入れられる仕組みを検討すべきである。また、元々、民間文書として作成された文書であっても、歴史的に重要な文書については、その散逸を防ぎ、適切な保存が図られることが重要である。このため、民間の保存する文書を国立公文書館が受け入れられる仕組みを検討するとともに、民間において歴史的に重要な文書が大切に扱われ、後世に引き継がれていくよう、文書の重要性に関する啓発・広報活動を行う。

この最終報告を受けて政府内で検討がなされ、「公文書等の管理に関する法律案」が平成21年3月3日（火）に閣議決定され、同日、第171回国会に提出されました。残念ながら地方公共団体の文書管理については、第三十二条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」とみえるだけですが、少なくとも公文書を適切に管理・保存しようとする動きが確実に進展していることは間違いありません。

なお、公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告及び公文書等の管理に関する法律案の全文は国立公文書館のホームページで見ることができます

ので、是非ご参照下さい。(H・T)

調査・整理活動、その他

◆「曾我部家資料」は2001年3月の芸予地震直後に愛媛資料ネットのメンバーにより救出され、その後整理・目録化されたものです。今回は満菌勇氏に「曾我部家資料」の意義及び伊予商人の活動実態について論じていただきました。詳細な調査・分析をしていただいた満菌勇氏に厚く感謝します。

『今治市・曾我部家資料目録』(愛媛資料ネット、2003年)の序文にもあるように、帳簿類が収められていた蔵は地震で傷んだため取り壊す予定で、その際帳簿類も破棄・処分されるはずでした。しかし、曾我部家のご厚意により保存・整理することができたものです。

一見無意味なようにみえる資料でも、大切に保存・整理すれば、地域の歴史の解明に必ず役立つことをあらためて教えられたように思います。

◆昨年度の愛媛資料ネットの活動には、愛媛大学地域創成研究センターの研究活動補助費及び愛媛大学法文学部学部長裁量経費が使用されています。

愛媛資料ネット活動日誌

(1) 大洲藩長浜町町会所記録の調査と整理

この会所記録は、愛媛大学所蔵分 40 冊(会所日記 39 冊並びに海難記録 1 冊)と 2 個人所蔵分 22 冊(会所日記)からなります。この資料は、大洲藩長浜町における町政を記録したもので、1723 年～1869 年の 146 年間に及びます。こうした近世地方都市の行政記録は極めて珍しく、貴重な歴史資料です。資料の写真撮影とプリントアウトの作業は終え、現在は解読作業を進めているところです。

(2) 今治市朝倉村満願寺資料の調査と整理

愛媛資料ネットでは、2001 年度より今治市朝倉村満願寺で資料調査・整理を継続して行っていますが、昨年夏に文書・書籍の手書き目録を一応完成させました。現在は書籍類のデータ入力を進めているところです。